

日雇派遣の原則禁止に伴う確認書類の提出について

法の定めにより、短期間（30 日以内）の派遣は、「日雇派遣」として位置づけられ、原則禁止とされています。

ただし、下記の【 ①の業務 】または【 ②の条件に該当する方 】は例外的に短期間（30 日以内）の派遣が認められています。

短期間（30 日以内）の派遣業務を当社からご案内させていただく場合は、当社の営業担当へ確認書類の提出をいただくことがあります。ご了承ください。

①短期間（30 日以内）の派遣が可能な業務 ⇒ どなたでも就業が可能です。

○ソフトウェア開発 ○機械設計 ○事務用機器操作 ○通訳、翻訳、速記 ○秘書
○ファイリング ○調査 ○財務処理 ○取引文書作成 ○デモンストレーション
○添乗 ○受付・案内 ○研究開発 ○事業の実施体制の企画・立案
○書籍等の制作・編集 ○広告デザイン ○OA インストラクション
○セールスエンジニアの営業・金融商品の営業

②短期間(30 日以内)の派遣業務のご紹介が可能な方 ⇒ 上記①業務以外も可能です。
(下記のいずれかの条件に合致している方は、①の業務に限らず短期間のお仕事を行うことができます。)

ただし、下記のいずれかの条件に合致していることを確認するため、確認書類（コピー可）の提出をいただく必要があります。

条件	確認書類等
60 歳以上の人	運転免許証・パスポート等
雇用保険の適用を受けない学生 (いわゆる昼間学生／通信制課程、夜学等は除きます。)	・ 学生証
副業として短期間（30 日以内）派遣に従事する人 (生業収入が 500 万円以上の場合に限ります。)	・ 源泉徴収票 ・ 取得証明書等
主たる生計者でない人 (世帯年収が 500 万円以上の場合に限ります)	・ 配偶者等の源泉徴収票等 ・ 所得証明書等

確認は、法令の求めにより実施するものです。

確認書類をご提出いただけない場合は、お仕事の紹介ができないこととなりますので予めご了承ください。

以 上